

佐賀県保険者協議会の取組

令和5年2月17日
佐賀県保険者協議会
副会長 井原 敏裕
(公立学校共済組合佐賀支部)

佐賀県保険者協議会の状況

佐賀県保険者協議会は、県内人口の約80%の被保険者が加入する30の医療保険者と、医療職能団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会)及び佐賀県と国保連合会で組織している。

平成17年の設立以降、被保険者の健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有やそれに基づく取組の推進を図っている。

佐賀県保険者協議会設置運営規程抜粋

(目的)

第1条 佐賀県保険者協議会(以下「協議会」という。)は、佐賀県内の保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第2項に規定する保険者及び佐賀県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、佐賀県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての佐賀県への協力、佐賀県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の実施についての佐賀県への協力
- (6) 医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条に定める目的を達成するために必要な事項

| 保険者名 | 被保険者数 (R4.3末時点)人 | 佐賀県全体に占める割合(参考) |
|----------------------------|---------------------|-----------------|
| 国保(20市町・3組合) | 174,726 | 21.8% |
| 健康保険組合 | 15,411 | 1.9% |
| 全国健康保険協会 | 290,792 | 36.2% |
| 地方職員共済 | 8,208 | 1.0% |
| 公立学校共済 | 16,442 | 2.0% |
| 警察共済 | 4,934 | 0.6% |
| 市町村職員共済 | 18,523 | 2.3% |
| 後期高齢者医療広域連合 | 125,310 | 15.6% |
| 佐賀県の人口 (R4.3時点803,244人) | 654,346 | 81.4% |

佐賀県保険者協議会の構成(令和5年2月現在)

会長 : 原 節治 (国保連合会)

構成団体 : 35団体

委員会委員 : 16名

構成: 健保連(1名)、協会けんぽ(3名)、市町国保(4名)、国保組合(1名)、共済組合(1名)、後期高齢者医療(1名)、職能団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会から各1名)、佐賀県(1名)、国保連合会(1名)

◆協議会の開催(年3回開催)

◆協議内容

- ・協議会の運営に関すること
- ・専門部会での検討内容の決定
- ・関係団体の計画(医療費適正化計画等)進捗確認

など

●佐賀県保険者協議会専門部会を設置
企画調査部会及び保健活動部会は、次に掲げる事項について検討協議を行っている。

(1) 企画調査部会

- ①医療費データ等に関する情報の収集
- ②各保険者間における医療費データ等の共同分析
- ③その他目的達成に必要な事項

(2) 保健活動部会

- ①保健事業に関する情報収集
- ②各保険者間における保健事業の企画及び共同実施
- ③その他目的達成に必要な事項

佐賀県保険者協議会の取組(データヘルス計画)

各保険者が策定しているデータヘルス計画の進捗状況を共有し、各保険者の課題や取組みを自保険者の活動の参考としている。(参考: 令和4年度調査結果被用者保険抜粋 市町国保や国保組合、広域連合でも健診受診促進や重症化予防に取り組まれている。)

| | 佐賀銀行健康保険組合 | 全国健康保険協会 佐賀支部 | 地方職員共済組合 佐賀支部 | 公立学校共済組合 佐賀支部 | 佐賀県市町村 共済組合 | 警察共済組合 佐賀支部 |
|-----------------|---|--|--|--|--|--|
| ① 推進状況 | 令和3年度の評価を実施 | 令和3年度の評価を実施。 | 令和3年度の評価の実施 | 令和3年度の進捗確認を行った。 | 令和3年度の進捗確認を行った。 | 令和3年度の評価を行い、令和4年度計画を見直した。 |
| ② 現状の課題 | ①被扶養者の特定健診受診率向上 ②特定保健指導利用者の増加と実施率の向上 | ①被扶養者の特定健診受診率向上 ②特定保健指導実施率の向上 ③未治療者の医療機関受診率向上 | ・特定保健指導の対象者減少 ・特定健診の受診率の向上 ・健康づくりセミナーの充実 | ・特定健診・特定保健指導の実施率の向上(特に被扶養者) ・特定保健指導対象者からの脱却率の向上 ・メタボリックシンドローム該当者率の改善 ・生活習慣病等の情報提供・啓発及び重症化の予防 | ①特定健診受診率の向上(特に被扶養者) ②被扶養者への特定健診受診勧奨 ③被扶養者のパート先等での健診結果の収集 ④特定保健指導実施率の向上 ⑤ジエネリック利用率向上 | ①糖尿病重症化予防 ②被扶養者の特定保健指導受診率の向上 |
| ③ 具体的な取組等の進捗の留意 | ①特定健診:未受診者に対し受診勧奨を実施。(R4.11月実施) ②特定保健指導:前年より実施率が低下したためR4よりモデル事業を実施。 ③ワーキング事業を実施するにあたり、特定健診等の受診を参加要件に盛り込み受診率向上を図った。 ④喫煙者向けの卒健プログラムの実施。 ⑤がん健診費用補助の条件にR2より特定健診受診を必須項目に盛り込んだ。 | ・上位目標:人工透析の新規導入者割合の減少(対平成28年度比) ・中位目標:代謝リスク保有者割合の減少(対平成27年度比) ・下位目標に対する取組状況 ①健診受診率向上: (被扶養者)健診実施機関へのインセンティブ、健診実施機関による受診勧奨、健診実施機関の拡大、新規加入者受診勧奨(被扶養者)支部主催の集団健診実施、無料や受診できる健診機関の案内強化、オプション検査の充実、自治体がん検診との併行実施。 ②特定保健指導実施率向上: (被扶養者)委託機関による初回面談実施率向上のための働きかけ、遠隔面談が実施可能な特定保健指導専門機関への外部委託。 (被扶養者)支部主催集団健診の際の当日初回面談(分割)の実施。 ③重症化予防: (未治療者)文書・電話による個人への受診勧奨および事業主実働協力依頼実施。(糖尿病重症化予防)県内のプログラムに沿った対象者抽出→参加勧奨および参加者への支援実施。 ④事業所コラボヘルス: ①-③が事業所全体での取り組みとして実施されるよう、専門職による訪問を行い、健康宣言事業所の員の向上を図る。 | ・事業者と協力し、39歳以下のメタボ対象者及び予備軍に対し保健指導や保険料子の配布を行っている。 ・被扶養者にはがきの送付による特定健診の受診勧奨を実施している。 ・被扶養者に対し特定健診受診券とともにイラストによりわかりやすく説明した受診勧奨用リーフレットを同封している。 ・組合員を通じ、被扶養者の特定健診無料券、保健指導利用券配布後の利用効果を実施。 ・ワーキング事業と健康づくりセミナーを開催し、生活習慣(運動、食事、睡眠、メンタル等)を改善するきっかけづくりのための事業を引き続き行う。 | ・特定健診受診率向上のため、引き続き未受診者には受診勧奨はがきを配付した。また健診結果に基づき、個別に(40歳以上)情報提供用紙を配付している。これらに基き、さらなる認知向上のため、HPや広報誌等様々なツールを活用している。 ・組合員の特定保健指導について、所属訪問型及びICTを活用した遠隔面談型の特定保健指導も選択できるようにしている。また、委託業者を2社に増やしたことで実施機関も選択できるようにした。 ・喫煙者を対象とした「禁煙チャレンジプログラム」や運動の習慣化を目指す「ワーキンググループ」、生活習慣病などをテーマにした「健康増進セミナー」を開催した。 | ①市町所属所13か所を訪問して特定健診・特定保健指導の実施率向上のため、対象者への働きかけを依頼した。また、事業所訪問型の特定保健指導を行っていない所属所に対して、導入を依頼した。 ②被扶養者に特定健診の案内と受診券を5月に自宅に送付した。その後、7月に受診勧奨の1か年を送付し、1月に再度受診勧奨ハガキを送付する予定。 ③組合員へ契約した事業者が所属所を訪問して特定保健指導を行っている。契約した事業者が自宅を訪問して行う特定保健指導を実施。 被扶養者へ平成30年度から契約した事業者が自宅を訪問して行う特定保健指導を導入している。 組合員及び被扶養者に入社ドック当日の特定保健指導を実施している。 ④組合員証にジエネリックを希望しますと印字している。 | ①令和4年度の健康診断結果から、生活習慣の改善が必要な職員を対象に、糖尿病の正しい知識の習得及び糖尿病発症や重症化予防を目的に「糖尿病予防セミナー」を実施した。管理栄養士による講話や「肝臓に優しい弁当」の実食会を取り入れ、出席した組合員からは、自身の健康管理や糖尿病の進行予防に対する意欲の向上が認められた。 健康診断結果で、血糖コントロール不良の組合員に対し、個別の健康指導を実施し、治療状況の確認、専門医への受診勧奨を実施している。 ②保健指導利用券とともにイラストによりわかりやすく説明した受診勧奨用リーフレットを同封している。さらに組合員・被扶養者の受診予定日等を所属の幹部に管理させ受診状況について把握させ、更なる受診率の向上を目指し、組合員・被扶養者の健康増進等を図っている。 |

○保険者協議会は、平成27年度に法定化され、被保険者の健康・予防づくりに加えて、医療法や高確法において医療計画、医療費適正化計画の策定・変更に関して都道府県から協議を求められる等、社会的な役割も増してきている。

○平成30年度の国保の県単位化に伴い、佐賀県では保険者協議会の事務局を佐賀県と国保連合会と共同で担うことで、地域・職域との連携や、服薬対策（後発医薬品の使用に関すること）など県庁内の各課と連携する取組を広げている。

○さらに、日本健康会議において求められている役割、取組状況の見える化等、実効性のある組織としての活動が求められており、この会議への参加もその活動の一つとしている。

これからも、県民の健康の保持・増進のため、関係者と協力して取組を進めていきたい。

ご清聴ありがとうございました。